

みささこども園及び賀茂保育園の利用定員の見直しについて

このことについて、令和6年度の保育所等の入所申込を取りまとめた結果、賀茂保育園においては、現在設定している利用定員とかけ離れている状態となっており、適正な利用定員を設定する必要があります。

なお、利用定員の設定については、子ども・子育て支援法の規定により、保護者又は子ども・子育て会議の意見を伺うこととされています。

園名	利用定員（現在） 【2・3号】	令和6年度入所申込者数 （年度途中入所含む。）	利用定員 （見直し案）
みささこども園	70名	65名（うち広域4名）	70名
賀茂保育園	70名	56名（うち広域6名）	60名
竹田保育園	20名	閉園	

○見直しを行わない場合の懸念事項

賀茂保育園の指定管理料の算定基礎としている公定価格（※）の単価が実際の園児数とかけ離れるため、既存の単価では指定管理料の大幅な減額が見込まれ、その運営に与える影響が大きくなります。

○その他

年度中途において、利用定員を超えて申請があった場合も利用定員の120%までの受入れは制度上可能です。

※出生や転入の見込みからも利用定員を超過する見込みは低いです。

○資料

定員見直し前後の比較（充足率）【資料3（別紙）】

公定価格…子ども・子育て支援新制度における、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付である「施設型給付」により、市町村の確認を受けた施設・事業の利用にあたり、国が財政支援を行う仕組み。